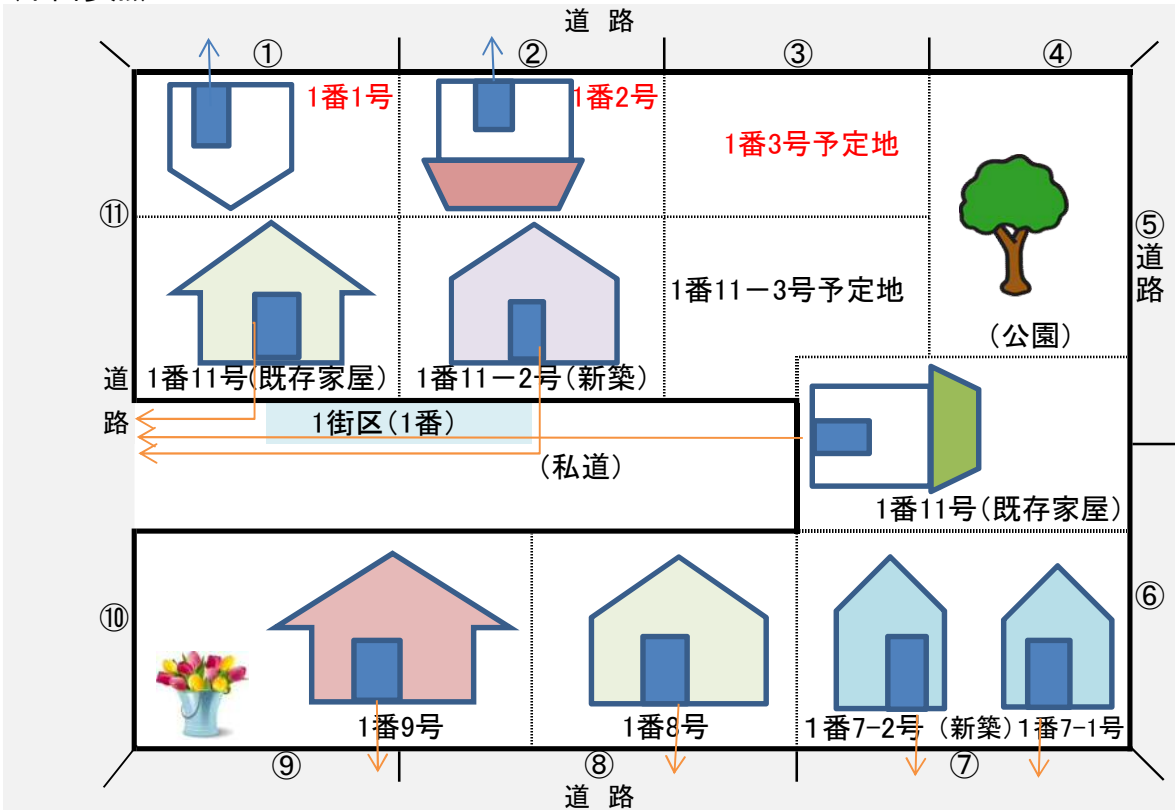


住居番号の付け方

住居番号は一定の法則をもって付けられています。芦屋市の場合一つの街区(○番)の外周に、市の中心地(JR芦屋駅)に近い地点から右回り、約15mおきに基礎番号(○号)をつけ、建物の主な出入口が接する番号を住居番号にします。(下図参照)



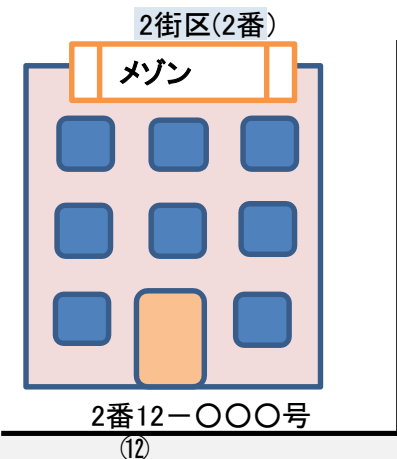
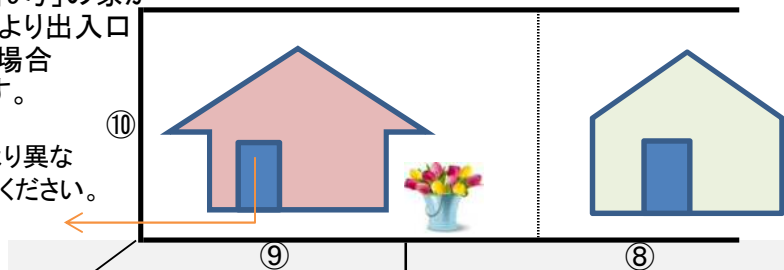
* 枝番号の実施

上の図のような場合、出入口が同じ基礎番号(1番11号)に向いている家が4軒できますので、区別をするため、新築の家から枝番号をつけることになります。

* 建物の増改築により住居番号が変わることがあります。

例えば上図の「1番9号」の家が右図のように改築により出入口(玄関)の変更をした場合「1番10号」になります。

立地条件等ケースにより異なりますのでお問い合わせください。



* マンション・集合住宅の場合

・左図のようなマンションの場合、3階以上なら部屋番号までを住居番号とします。

例 ○△町2番12-101号

・また小規模マンション等は、部屋番号までを住居番号とせず、マンション名を住所の肩書きとする場合もあります。

例 ○△町2番12号 メゾン〇〇